

3 学会合同呼吸療法認定士の認定更新用の講習会 承認審査基準

2002年 1月 1日
改正 2008年 12月 15日
改正 2016年 10月 19日
改正 2017年 7月 5日
改正 2022年 11月 9日

3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会が他の学会及び団体などが主催する講習会を認定士認定更新用の講習会として依頼するには、以下の項目を満たさなくてはならない。

1. 講習会は定期的に行われ、内容が呼吸療法全般にわたっていること。
臨時あるいは不定期に行われている講習会は対象としない。
※申請日までに、初回講習会施行日より2年以上が経過し、かつ継続して2回以上開催されていること。
2. 各学会のサテライトとして行われる講習会は対象としない（該当する場合、学会出席点数に含まれる）。
3. 単独の企業（持ち回りも含む）によって主催（共催）あるいは後援を受けていないこと。
4. 受講を証明する書類（受講者氏名、受講番号、講習会名称、開催日時等が記載されている受講証明書等）を発行していること。
5. 認定を受けた後は、実施した講習会のプログラムをすみやかに提出すること。
提出されない場合は認定を取り消すことがある。
6. 主催者が変わる等運営上に大きな変更があった場合は、依頼は無効となる。
再認定を希望する場合は新たに申請を行う。
7. 主催者は参加者の出席確認を適切な方法で行うこと。

日本胸部外科学会 日本呼吸器学会 日本麻酔科学会
3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会